

香芝市国民健康保険条例及び香芝市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和5年1月16日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市規則第1号

香芝市国民健康保険条例及び香芝市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則

香芝市国民健康保険条例及び香芝市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年条例第16号）附則の規則で定める日は、令和5年3月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。